

令和3年12月10日（金）

第2学年保護者の皆様

愛知県立豊田北高等学校長 河合 龍二

成年年齢に達した生徒に対する本校教育活動への協力をお願い

寒冷の候、保護者の皆様におかれましては、日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が令和4年4月1日から施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これにより、全ての生徒が本校在学中に成年年齢に達することとなり、単独で有効な契約を行うことができ、また、親権に服することがなくなります。

今回の法改正は、若年者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有するものです。しかしながら、若年者はいまだ成長の過程にありますので、成年年齢に達しているか否かにかかわらず、若年者が健やかに成長し、社会的に自立するためには支援が必要であり、法律の改正後においても、御家庭との連携が重要であると考えております。

したがいまして、保護者の皆様には、お子様が成年年齢に達した後も、生徒指導や進路指導、各種の手続きや授業料等の費用の納付などにおいて、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。また、学校からの案内文書についても、引き続き保護者様宛としたいと考えております。

本校といたしましては、成年年齢引き下げの趣旨を生かしつつ、お子様の成長のための支援に継続的に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

担当 教頭（成瀬、打田）

電話 0565-80-5111